

## 別記1 選定の基準

以下の（１）～（８）の項目のうち、当該経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。このうち（１）の項目に関しては、①又は②のいずれかを満たしていること。

項目	基準	説明
（１）①生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産等に関し、生産量又は生産性を、５年間で15%以上増加又は向上させる目標を有していること。</p> <p>民間事業者の生産量の実績が5000m<sup>3</sup>以上/年あり、又は生産性の実績が間伐8m<sup>3</sup>以上/人日もしくは主伐11m<sup>3</sup>以上/人日である場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	
（１）②経営管理の対象となる森林の確保	<p>経営管理の対象となる森林（所有権その他長期経営し得る権利を取得しているもの<sup>※1</sup>に限る。）の面積を、５年間で約2割増加させる目標を有していること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が30ha以上ある場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>※1 以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林</li> <li>・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林</li> <li>・5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林</li> </ul>
（２）生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに該当すること、又は今後該当する意向を明らかにすること。</p> <p>①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>③認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	
（３）造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること、又は今後取り組む意向であること。</p>	
（４）主伐後の再造林の確保	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制<sup>※2</sup>を有すること、又は今後1年以内に取り組む意向であること。</p>	<p>※2 主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のいずれか一方を行わない経営体の</p>

	<p>②主伐後に適切な更新<sup>※3</sup>を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること、又は今後1年以内に取り組む意向であること。</p>	<p>場合は、もう一方を実施する他の経営体との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>※3 市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていることとする。</p>
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>②所属する現場作業員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>	
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて経営体が遵守すべき行動規範の策定等<sup>※4</sup>を行っていること、又は今後1年以内に取り組む意向であること。</p>	<p>※4 経営体が専門家の指導等を受けつつ、個別に行動規範を策定することのほか、「伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン」(H30. 3. 28 林振第1285号 林業振興課長通知)の遵守を約束することを含む。</p>
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>①林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組<sup>※5</sup>を行っていること、又は今後取り組む意向であること。</p> <p>②現場作業職員等<sup>※6</sup>に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく安全衛生教育<sup>※7</sup>を行っていること。</p> <p>③労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。</p> <p>④以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</li> <li>・厚生年金保険法(昭和29年法律第11号)第27条の規定による届出</li> <li>・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</li> </ul> <p>⑤過去3年以内に休業4日以上<sup>※8</sup>の労働災害又は死亡災害(以下「死傷災害」という。)が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適</p>	<p>※5 以下の取組が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生等の充実等の雇用管理の改善等</li> <li>・リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策等</li> </ul> <p>※6 事業主自身を含む。</p> <p>※7 外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含む。</p> <p>※8 同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>

	切な再発防止策が定められた場合 <sup>※8</sup> は、上記基準を満たしているものとする。	
(8) コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>①以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連して法令に違反し、代表役員等<sup>※9</sup> や一般役員等<sup>※10</sup> が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</li> <li>・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> <li>・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・(6) の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者<sup>※11</sup></li> </ul> <p>②経営体と森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。</p>	<p>※9 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※10 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※11 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等を指す。</p>